◎新潟県告示第1244号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の６第３項の規定により準用する第10条の６第２項の規定により、指定試験機関から次のとおり住所並びに二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成26年８月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　指定試験機関の名称

公益財団法人建築技術教育普及センター

２　変更後の住所

東京都千代田区紀尾井町３番６号

３　変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町３番６号

４　変更する年月日

平成26年８月18日